

大分県報

平成二十八年
号外（六七）
四月一日

（金曜日）

目次

人事委員会規則

大分県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の全部改正……………一
職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………二
大分県人事委員会事務局組織規則の一部改正……………三
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………四
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………四

人事委員会告示

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………四

人事委員会訓令

大分県人事委員会事務局処務規程の一部改正……………四

○人事委員会規則

大分県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十五号

大分県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則

大分県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭和三十年大分県人事委員会規則第四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」とい

う。）第八条第三項及び第四項の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

（委任事項）

第二条 人事委員会は、その権限に属する事務のうち次に掲げるものを事務局長に委任する。

- 一 職員の人事記録に関する規則（昭和三十四年大分県人事委員会規則第七号）に定める人事記録に必要な事務処理に関すること。
- 二 人事統計報告規則（昭和二十六年大分県人事委員会規則第六号）に定める人事統計報告に必要な事務処理に関すること。
- 三 職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号。以下「任用規則」という。）第十四条第一項第三号に規定する医療（一）職群及び病院医療（一）職群の職への採用のうち任用期間が六月以内の者の採用の選考に関すること。
- 四 任用規則第十五条に規定する準採用の選考を行うこと。
- 五 任用規則第二十條第三項及び第二十一條第三項に規定する臨時的任用及びその期間の更新の状況についての任命権者の報告に関すること。
- 六 採用候補者の名簿からの削除、採用候補者の名簿への復活、名簿の訂正、採用候補者の提示、提示の延期その他の任用規則に定める採用候補者名簿確定後の事務処理に関すること（名簿の失効に関するものを除く。）。
- 七 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第八条第二項ただし書の規定に基づく給料支給日の変更の協議に関すること。
- 八 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）に規定する承認（重要な事項に係る承認を除く。）等を与えること。
- 九 給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号）第四条第七号の規定に基づく承認を与えること。
- 十 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）第三条第四号及び第七条第一項第八号の規定に基づく承認を与えること。
- 十一 職員に対する給与の支払を監理すること。
- 十二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大分県条例第三号。以下「派遣条例」という。）第三条第二項又は第三項の規定による五年を超える派遣期間の更新等の協議に応ずること。
- 十三 派遣条例第四条第二項の規定により給与の支給が著しく不相当であると認めるところ。

十四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年大分県人事委員会規則第一号。以下「派遣規則」という。）第三条第七項の規定による支給割合の変更を認めること。

十五 派遣規則第四条の規定による報告を受けること。

十六 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）第四条及び第七条の規定による報告を受けること。

十七 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年大分県人事委員会規則第五号）に定める苦情相談に必要な事務処理に関すること。

十八 公平委員会の委託事務の費用に関すること。

十九 事務局職員の人事評価に関すること。

二十 事務局職員の休日休暇及び勤務時間等に関すること。

二十一 事務局職員の服務、退職管理及び研修に関すること。

二十二 事務局職員の給与等に関すること。

二十三 事務局職員の旅行に関すること。

二十四 証人、鑑定人、参考人、講師、調査員等の旅行の依頼に関すること。

二十五 国又は他部局職員等の旅行の依頼に関すること（特に重要で、かつ異例に属するものを除く。）。

二十六 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び証明に関すること（特に重要で、かつ異例に属するものを除く。）。

（報告）

第三条 事務局長は、前条の規定により委任された事務のうち特に重要でかつ異例に属すると認められるものについては、処理後人事委員会に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十六号

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に、「第十三条第二項」

を「第十三条第三項」に改める。

別表第一の知事の事務部局の部中「竹工芸・訓練支援センター」を「竹工芸訓練センター」に改め、同表の教育委員会の部中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「局長（行政職九級の職にある者）」を削り、「産業廃棄物対策監」を「防災危機対策監」に改め、「販路対策監」の下に「雇用労働政策監」を、「構造改革企画監」の下に「農地活用推進監」を、「ポートセールス推進監」の下に「景観・まちづくり推進監、施設整備推進監」を加え、同部の振興局の項中

局長（行政職九級の職にある者）

二種

局長、次長（行政職八級の職にある者）

三種

を

局長

三種

に改め、同部のところから

だの相談支援センターの項中「次長」の下に「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を加え、同部の産業科学技術センターの項中「次長」を「参事監」に、「参事」を「次長、参事」に改め、同部の竹工芸・訓練支援センターの項中「竹工芸・訓練支援センター」を「竹工芸訓練センター」に改め、同表の議会事務局の部中

理事

二種

次長

三種

を

次長、参事監

三種

に改め、同表の教育委員会の

部の本庁の項中「法務調整監」及び「福利厚生監」を削り、同部の学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を、「教頭で人事委員会が指定するもの」の下に「統括事務長」を加える。

別表第四のイの表の七級の部七種の項の次に次のように加える。

九種	53,100円
----	---------

別表第四のイの表の六級の部七種の項の次に次のように加える。

九種	49,900円
----	---------

別表第五のイの表の七級の部七種の項の次に次のように加える。

九種	43,800円
----	---------

別表第五のイの表の六級の部七種の項の次に次のように加える。

九種	38,500円
----	---------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十七号

大分県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大分県人事委員会事務局組織規則（昭和三十五年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「以下「法」という。」を加える。

第三条第三項中「各班に」の下に「必要に応じ」を加え、同条第四項中「前各項」を「前三項」に改め、「事務局に」の下に「必要に応じ」を加え、同条第五項中「委員長の命を受けて委員会に関する事務」を「人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 参事監は、上司の命を受け、特定の事務を処理するとともに、事務局の事務を処理する。

第四条第四号中「進退賞罰、服務」を「人事評価、進退賞罰」に改め、同条第十六号を削り、同条第十五号中「諸会議」の下に「及び委員の研修」を加え、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「協定」の下に「及び連絡調整」を加え、同条中同号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「機構」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「購買、貸借、修繕及び出納保管」を「出納及び保管」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「その他」を「及び」に改め、同条中同号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「文書物品の接受発送」を「文書の管理」に改め、同条中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 事務局職員の服務、退職管理及び研修に関すること。

第四条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同条第二十一号中「競争試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十二号中「及び昇任」を削り、同条中同号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 人事評価制度に関すること。

第四条中第三十二号を削り、第三十一号を第三十二号とし、第二十七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十六号中「等の従事制限」を「への従事等の制限」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十七 再就職者による依頼等の規制に違反する行為の監視に関すること。

第四条中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 大分県退職手当審査会の庶務に関すること。

第四条第三十九号中「その」を「必要な」に改め、同条第四十号中「不利益処分」の審査、判定及びその措置」を「職員に対する不利益処分についての審査請求」に改め、同条第四十四号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）」を「法第五十八条第五項の規定」に改め、「職権」の下に「の行使」を加え、同条第四十五号中「業務状況」を「の状況」に改め、同条第四十六号中「公平委員会」を「大分県が委託を受けた公平委員会」に、「受託」を「管理及び執行」に改める。

附則

平成二十八年四月一日

大分県報号外（人事委規則）

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の議事事務局の部中「課長補佐」を「主幹」に改め、同表の知事部局の部の本庁の項中「知事室」の下に「室長補佐・」を、「企業立地推進課参事」の下に「施設整備課施設整備推進監」を加え、同部の食肉衛生検査所の項中「所長」の下に「次長」を加え、同部の竹工芸・訓練支援センターの項中「竹工芸・訓練支援センター」を「竹工芸訓練センター」に改め、同表の教育委員会の部の本庁の項中「法務調整監」及び「福利厚生監」を削り、「総務・広報班主幹・主査」を「総務班主幹・主査（秘書事務を担当する主査に限る。）」に、「法務班主幹」を「法務班課長補佐」に、「企画・学校管理班主幹」を「企画・学校管理班課長補佐」に、「義務教育課管理予算班課長補佐」を「福利課管理予算班課長補佐、義務教育課管理予算班主幹」に改め、同部の教育事務所の項中「日田教育事務所」を「中津教育事務所」に改め、同表の監査事務局の部中「課長補佐（班の総括である課長補佐に限る。）」を「参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十九号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を

定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の日出町の部の本庁の款の教育委員会事務局の項中「課長」の下に「室長」を加え、同表の九重町の部の出先機関の款保育園の項及び幼稚園の項を削り、同表の玖珠町の部の本庁の款の教育委員会事務局の項中「課長」の下に「室長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第二号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十二の項中

「大分県竹工芸・訓練支援センター」を

「大分県立竹工芸訓練センター」に、

「大分県立佐伯豊南高等学校 大分県立佐伯鶴岡高等学校 大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年度に設置されたものをいう。）」を

「大分県立佐伯豊南高等学校」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○人事委員会訓令

大分県人事委員会訓令第一号

大分県人事委員会事務局処務規程（昭和四十四年大分県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一条中「服務」の下に「等」を加える。
第三条中「別表の事務局長の欄」を「委任された事務に係るものは別表第一に掲げるとおりとし、その他の事務に係るものは別表第二」に改める。

第四条中「別表」を「別表第三」に改める。

第五条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「取扱」を「取扱い」に改める。

第七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 課長及び班総括が共に不在のとき又は欠けたときは、これらの者の所掌事務に関する専決事項について、事務局長が代決することができるものとする。

第八条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条の見出しを「服務等」に改め、同条中「服務」の下に「退職管理及び研修」を加え、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(人事評価)

第九条 職員の人事評価については、大分県職員の例による。

別表を次のように改める。

別表第一 委任された事務に係る事務局長の決裁事項(第三条関係)

一 事務局長及び課長(課長に相当する職員を含む。)の休暇その他服務に関すること。

二 職員の結核性疾患による病気休暇その他の私傷病による病気休暇で百八十日を超えるものに関すること。

三 事務局長及び課長(課長に相当する職員を含む。)の週休日の振替え等に関すること。

四 職員的一般研修等の研修基本計画の立案に関すること。

五 事務局職員の給与等に関すること(職員の扶養親族の認定に関すること、職員の通勤手当の支給に関すること、職員の住居手当の支給に関すること及び職員の単身赴任手当の支給に関することを除く。)

六 事務局長及び課長(課長に相当する職員を含む。)の旅行に関すること。

七 通知、申請、照会、回答、報告及び届出に関すること(特に重要で、かつ、異例に属するものを除く。)

八 人事統計報告規則(昭和二十六年大分県人事委員会規則第六号)の規定による報告(分限及び懲戒に関する報告に限る。)を受けること。

九 職員の任用に関する規則(昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号。以下「任用規則」という。)第十四条第一項第三号に規定する医療(一)職群及び病院医療(一)職群の職への採用のうち任用期間が六月以内の者の採用の選考に関すること。

十 任用規則第十五条に規定する準採用の選考を行うこと。

十一 任用規則第二十六号から第五号まで及び第二十七号の規定に基づき、採用候補者名簿から採用候補者を削除すること。

十二 任用規則第二十八号の規定に基づき、採用候補者名簿から削除された採用候補者名簿に復活すること。

十三 任用規則第二十九号の規定に基づき、採用候補者名簿を訂正すること。

十四 任用規則第三十九号の規定に基づき、採用候補者名簿の提示を延期すること。

十五 職員の給与に関する条例(昭和三十三年大分県条例第三十九号)第八条第二項ただし書の規定に基づく給料支給日の変更の協議に関すること。

十六 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号)に規定する承認(重要な事項に係る承認を除く。)等を与えること。

十七 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年大分県人事委員会規則第八号)第四条第七号の規定に基づく承認を与えること。

十八 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十三年大分県人事委員会規則第四号)

第三条第四号及び第七号第一項第八号の規定に基づく承認を与えること。

十九 職員に対する給与の支払を監理すること。

二十 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大分県条例第三号。以下「派遣条例」という。)第三条第二項又は第三項の規定による五年を超える派遣期間の更新等の協議に應ずること。

二十一 派遣条例第四条第二項の規定により給与の支給が著しく不相当であると認めると。

二十二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年大分県人事委員会規則第一号。以下「派遣規則」という。)第三条第七項の規定による支給割合の変更を認めること。

二十二 職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年大分県人事委員会規則第五号)第五条第二項の規定により事案の処理の打切りを決定すること。

別表第一の次に次の二表を加える。

平成二十八年四月一日

大分県報号外(人事委訓令)

五

別表第二 その他の事務に係る事務局長の決裁事項（第三条関係）

- 一 事務局職員（参事（総括）相当職以上を除く。）の任免に関する事。
- 二 人事委員会に付議する議案を作成し、承認を求めらる事。
- 三 人事委員会で議決された結果を任命権者等に通知する事。
- 四 通知、申請、照会、回答、報告及び届出に関する事。
- 五 情報公開に関する事（特に重要な公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定を除く。）。
- 六 個人情報保護に関する事（大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第四条第二号、第六条第一項第六号及び第二項第五号、第七条第二項並びに第八条第二号の規定により、大分県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこと及び決定することを含む。）。
- 七 人事委員会の予算及び決算に必要な事務処理に関する事。
- 八 広報に関する事。
- 九 試験問題の作成に関する事。
- 十 採用試験の第一次合格者の決定に関する事。
- 十一 警察官採用試験に関する委託協定の締結に関する事。
- 十二 任用規則第四十二条第二項に規定する連絡及び報告を受ける事。
- 十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の請求に関する規則（昭和二十七年大分県人事委員会規則第三号）の規定に基づく通知及び文書等の送付に関する事。
- 十四 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年大分県人事委員会規則第七号）の規定に基づく関係者に対する通知及び文書等の送付に関する事。
- 十五 勤務条件に関する措置要求書及び不利益処分に関する審査請求書で不備な点が軽微で事案の内容に影響がないものの補正に関する事。
- 十六 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号）の規定に基づく諸届を受ける事。
- 十七 不利益処分についての審査請求に関する規則の規定に基づく関係者に対する通知及び文書等の送付に関する事。
- 十八 職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年大分県条例第五十一号）の規定に基づく職員団体の登録及び通知に関する事。
- 十九 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第五項の規定に基づき大分県人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行使する労働基準監督機

関の職権のうち輕易かつ定例的な事項に関する事（課長の専決に係る事項を除く。）。

二十 地方公務員法第五十八条の二第一項の規定により知事に人事行政の運営の状況を報告すること。

二十一 地方公務員法第五十八条の二第二項の規定により知事に業務の状況を報告すること。

別表第三 課長等の専決事項（第四条関係）

区分	課長	班総括
事務局局長に委任された事務に係る専決事項	<ul style="list-style-type: none"> 一 所属職員の休暇（結核性疾患による病気休暇その他の私傷病による病気休暇で百八十日を超えるものを除く。）その他服務に関する事。 二 所属職員の週休日の振替え等に関する事。 三 所属職員の研修に関する事。 四 所属職員の旅行に関する事。 五 証人、鑑定人、参考人、講師、調査員等の旅行の依頼に関する事。 六 国又は他部局職員等の旅行の依頼に関する事。 七 輕易又は定例的な通知、申請、照会、回答、報告及び届出に関する事。 八 所掌事務に係る証明を行うこと。 九 職員の人事記録に関する規則（昭和三十四年大分県人事委員会規則第七号）第九条の規定に基づき、記録の提出を求めらる事。 十 人事統計報告規則第二条第一号の規定に基づき、職員給与実態調査の報告期日及び様式を定める事。 十一 任用規則第二十条第三項及び第二十一条第三項に規定する臨時的任用及びその期間の更新の状況についての任命権者の報告に関する事。 十二 任用規則第二十六条第一号及び第二号の規定に基づき、採用候補者名簿から採用候補者を削除する事。 十三 任用規則第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、任命権者及び採用候補者に採用候補者名簿の確定、失効等の通知を行うこと。 十四 任用規則第三十五条の規定に基づき、任命権者に採用候補 	<ul style="list-style-type: none"> 一 輕易かつ定例的な事項の申請、照会、回答、報告及び届出に関する事。 二 所掌事務に係る輕易な証明を行うこと。 三 人事統計報告規則の規定による報告（分限及び懲戒に関する報告を除く。）を受けること。

<p>者の提示を行うこと。</p> <p>十五 派遣規則第四条の規定による報告を受けること。</p> <p>十六 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）第四条及び第七条の規定による報告を受けること。</p> <p>十七 職員からの苦情相談に関する規則に基づく苦情相談の処理に関すること（事務局長の決裁に係る事項を除く。）。</p> <p>十八 公平委員会の委託事務の費用に関すること。</p>	<p>その他の事務に係る専決事項</p> <p>一 臨時職員の採用又は任用期間の更新に関すること。</p> <p>二 所属職員の事務分担を決定すること。</p> <p>三 事務局職員の安全衛生に関すること。</p> <p>四 定例又は臨時の人事委員会の開催通知に関すること。</p> <p>五 軽易又は定例的な通知、申請、照会、回答、報告及び届出に関すること。</p> <p>六 情報公開に関すること（軽易な内容の事項に限る。）。</p> <p>七 個人情報保護に関すること（軽易な内容の事項に限る。）。</p> <p>八 大分県情報公開・個人情報保護審査会に付議するよう依頼すること。</p> <p>九 所掌事務に係る証明を行うこと。</p> <p>十 試験委員等の委嘱に関すること。</p> <p>十一 採用試験の実施に必要な事務のうち軽易かつ定例的な事項に関すること。</p> <p>十二 職員の定年等に関する条例施行規則（昭和六十年大分県人事委員会規則第二号）第三条第一項の規定による報告を受けること。</p> <p>十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則第二条第三項の規定による届出を受けること。</p> <p>十四 地方公務員法第五十八条第五項の規定に基づき大分県人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行使する労働基準監督機関の職権のうち報告及び届出を受けること。</p>	<p>一 軽易かつ定例的な事項の照会、回答、報告及び届出に関すること。</p> <p>二 所掌事務に係る軽易な証明を行うこと。</p> <p>三 身分証明書の交付に関すること。</p>
--	---	--

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

平成二十八年四月一日

大分県報号外（人事委訓令）